

定期預金「First」

令和 7 年 4 月 1 日

販売対象		・個人のみ(令和7年度に当金庫で新たに取引を開始された方)
期間		・定型方式 …1年・3年・5年 ・自動継続(元金継続、元利金継続)のみ
預入	(1) 預入方法	・一括預入
	(2) 預入金額	・20万円以上
	(3) 預入単位	・1円単位
払戻方法		・満期日以降に一括して払戻します。
利息	(1) 適用金利	・固定金利 ・預入時、当金庫が店頭およびホームページに明示している利率に当金庫所定の金利を上乗せした利率を約定利率として満期まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
	(2) 利払方法	・満期日以降に一括して支払います。
	(3) 計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 なお、3年・5年ものは6ヶ月毎の複利計算。
税金		・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。ただし、平成25年1月1日から令和19年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。)
付加できる特約事項		・「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱		・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6ヵ月毎に複利計算した中途解約利息とともに支払います。
金利情報の入手方法		・金利は当金庫ホームページをご覧ください。窓口へお問い合わせください。
その他参考となる事項		・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとそのお利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金(当座預金、無利息型普通預金および別段預金の一部)を除くすべての預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

沼津信用金庫

※本商品は当金庫の定期預金等共通規定が適用されます。